明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二四）　一
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働四〇九）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一五
特殊法人等
独立行政法人国立大学財務・経営センター平成二十五事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事開始、公認会計士等の登録及び登録抹消、弁理士登録関係　三四
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　四〇

省令

○厚生労働省令第百二十四号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百四十三号を第四百四十五号とし、第百六十八号から第四百四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第百六十七号を第百六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十九　2・3―ジエチルピラジン

別表第一中第百六十六号を第百六十七号とし、第十三号から第百六十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　アスパラギナーゼ

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告示

○厚生労働省告示第四百九号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、マッシュルームに残留するアザコナゾールの量の限度、その他の家きんの筋肉、その他の家きんの脂肪、その他の家きんの肝臓、その他の家きんの腎臓及びその他の家きんの食用部分に残留する2―アセチルアミノ―5―ニトロチアゾールの量の限度、ばれいしょ、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するアニラジンの量の限度、茶及びホップに残留するアラマイトの量の限度、とうもろこし、そば、さといも類、かんしょ、やまいも、その他のいも類、だいこん類の根、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、その他のきく科野菜、たまねぎ、にんにく、にら、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他の